

ひたちなか市教育委員会会議録

令和5年 第1回 ひたちなか市教育委員会 1月定例会 会議録						
令和5年2月1日(水)		開会 午後3時00分		閉会 午後3時45分		
○場 所	埋蔵文化財調査センター					
○出席委員	教育長 野沢 恵子		委員 朝日 淳子		委員 佐藤 達	
○欠席委員		委 員 西野 信弘		委員 岡本 修		
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠	
	教育部長			湯浅 博人	欠席	
	参事（教育担当）			高橋 重樹	欠席	
	総務課長			佐藤 浩之	出席	
	総務課長文化財室長			宮下 直大	出席	
	総務課長文化財室主査			栗田 昌幸	出席	
	学校管理課長			根本 光恵	欠席	
	保健給食課長			神永 和代	欠席	
	参事兼指導課長			飯村 祐一	欠席	
	青少年課長			金澤 幸浩	欠席	
	中央図書館長			大和田 千鶴子	欠席	
	○事務局員	総務課係長			二川 和久	出席
		総務課主事			山崎 佑太	出席
その他	その他（1）	ひたちなか市の文化財行政について【公開】				

令和5年第1回ひたちなか市
教育委員会1月定例会会議録

開会 15:00

教 育 長 (あいさつ、開会の宣言)

その他(1) ひたちなか市の文化財行政について

総務課長 まず私の方から、ひたちなか市が取り組んでいる文化財行政の概要について説明し、その後、文化財室の栗田から詳細の説明をいたします。

ひたちなか市の文化財行政につきましては、教育委員会事務局総務課文化財室が担当しております。主な業務は4つあります。まず文化財の調査、保存及び活用、次に文化財施設の設置及び管理、文化財保護審議会などの各種委員会の運営、史料の保存に関することを主な業務としております。文化財に関連する業務には、文化財に関する専門知識や技量を必要とする業務がありますが、市の職員にはそういった専門職はありませんので、専門の方にご協力をいただきながら、文化財の保存や振興に努めております。1つ例を挙げますと、国の史跡指定を受けている虎塚古墳の春と秋の一般公開開催には、考古学や保存科学の専門家で構成されるひたちなか市史跡保存対策委員会において、古墳内の保存の状態などを確認した上で、一般公開を行うか行わないかを判断しております。それ以外にも文化財指定を審議する組織などがありまして、それぞれ専門的な知識を有する方が委員となっております。

最後に国の史跡指定に関することを2点申し上げます。令和5年は虎塚古墳が発見されてから50年になります。令和6年につきましては、虎塚古墳が国の史跡指定を受けてから50年になります。令和6年はひたちなか市市政30周年にもなりますので、こちらに合わせて虎塚古墳国指定50周年の関連イベントの開催を考えております。もう1点は、茨城県の史跡指定を受けております十五郎穴横穴墓群につきましては、お墓の数が500以上あると推定されております。これは東日本最大級でありまして、大変貴重な史跡であるとのことから、現在国の史跡指定に向けて文化庁と協議しております。順調にいけば今年の5月頃には、国の指定を受けることができる予定です。

次に文化財室の栗田から説明いたします。

文化財室主査 私からは、文化財とは何なのかということをお話しします。まず、普段私たちが行っていることは、文化財の保護と文化財の活用の2つに大きく分けられます。それでは、文化財とはどういったものなのか言いますと、有形の文化財と無形の文化財に分かれます。「ひたちなか市の文化財」という資料の「はじめに」という部分をご覧ください。文化財は、今の私たちの文化の発展に寄与し、現代まで伝わってきた過去の文化的遺産ということなのです。文化財には、建造物や遺跡、工芸品のように形のある有形文化財と、伝統芸能や工芸技術のように技で伝えられてきたもの、あるいは衣食住のような日常的な生活習慣、お祭りや祭礼行事のような形のない無形文化財があります。こういったものの中で特に価値の高いものを指定し、未来に向けて保護していくということを行っております。また、種別として別の見方があります。地上文化財と埋蔵文化財という見方になります。地上文化財については、埋蔵文化財以外の文化財を指します。埋蔵文化財は、いわゆる考古学の分野で、地中に埋まっている文化財ということなのです。

市内には、周知の埋蔵文化財包蔵地というものがあります。皆さんがよく遺跡と言っているもの、これが周知の埋蔵文化財包蔵地です。こういったものが市内では328か所ほど知られております。中には遺跡自体も開発の波で、隠滅と言って処分してしまっているものもあります。ただ、市内すべてが都市化しているわけではないため、森などから偶然にも遺跡が発見されることがあります。六ツ野地区はほとんどが森でしたが、森を切り開いた際に約7000年前の縄文時代の土器が地表に留まっていることが見受けられました。緊急で発掘調査を行った結果、そこには住居跡などはなかったのですが、集石遺構といって、石を積み、そこで火を焚いて煮炊きをするような遺構が発見されました。このように新たに発見されて登録をされる遺跡もございます。今後もこのようなケースが出て、周知の埋蔵文化財包蔵地、いわゆる遺跡が増えていくかもしれません。

保護に関しましては、先ほど指定をして保護していくと説明いたしましたが、この指定については、文化財保護法という法律がございます。その他に都道府県や市町村などの自治体が定める文化財保護条例というものがあります。これに基づいて県指定の文化財や市指定の文化財というものがあります。まず市で文化財の指定をし、そこから3年が経過した頃に、県の指定をする価値があるとなった場合には、県指定の文化財に、さらには国指定の文化財へとなるのが現在の基本的な流れになります。その文化財の価値を誰が決めるのかと言いますと、専門の先生方を委嘱し、委員になっていただいている文化財保護審議会というものがございます。こちらで市指定の文化財を決めております。文化財の調査をするために、文化財保護審議会の委員

から数名を文化財調査専門委員とし、新たに文化財として価値のあるものを発見した場合には、委員の方と一緒に調査をするといったことも行っております。調査の結果、価値のあるものとなれば、諮問し、認められれば市の指定の文化財となります。

また、その他に文化財には史跡といったものもあります。虎塚古墳や十五郎穴横穴墓群といった史跡も文化財に当たります。ひたちなか市には、そういった史跡の保存のために、史跡保存対策委員会といったものがあります。こちらは元々は虎塚古墳を保存するために設けられた委員会になります。昭和48年に発掘調査が行われ、壁画が発見されました。これは大変貴重なものであるということで、明治大学の太塚初重先生をはじめ保存科学については東京文化財研究所の保存科学専門の先生方をお呼びしました。まずは石室内の空気の組成を調べるなどし、どのような方法が最も保存に適しているのかについて話し合いが行われました。有名な話としては、蓋を閉じたまま1300年開けずにいたからこそ保存されてきたということが1番注目され、土をかけ密閉したような状態で保存をすることとなりました。それともう1つ、太塚初重先生は、このような素晴らしいものは、ただ保存しておくだけではなくて地域の人、日本全国の人に見てもらおうように、いわゆる文化財の活用といったことを考えまして、保存しながら公開をしていくといった方針で虎塚古墳は保存されることとなりました。保存をしながら見学もすることができる躯体の工事が昭和55年に完了し、初めて定期的な一般公開が行われるようになりました。当時私は小学校3年生で、親に連れられて見に行きました。当時は何が何だかよくわからなかったのですが、大人になるにつれその貴重さが理解できるようになってきました。

十五郎穴横穴墓群についても大変貴重な遺跡でございます。現在文化庁と話し合いをし、国指定の史跡としていけるように準備をしております。十五郎穴につきましては、ここ数年でいい史跡だと認められるようになったのではなく、虎塚古墳が国指定となって間もない昭和50年頃に発掘調査が行われ、そのころから国指定とする意見が出ていたようです。しかし、なかなか保存等に関しての方針が決まらなかったといったこともあり、国指定に向けた動きが取れずにいました。平成14年頃に、当時の担当職員が、文化庁から国指定にするためにはどうしたら良いのか指導を受けたようです。まずは規模・範囲を決定すること、お墓の数である基数がいくつあるのかということ、どこからお墓が作られ始めどこで終わるのかといった問題が提示されました。これらの問題を解決するために、平成20年度から詳細な三次元地形測量調査が行われました。これに基づいて遺跡の範囲を定めた上で確認調査を行い、こういった形態のお墓がどれくらい密集しているのか

について詳細な調査が行われました。これにより、実際に目で見えるものだけでも273の横穴があり、計算上の推計値では500以上あるとの結果が出ております。このように文化庁から示された課題をクリアすることができ、ようやく国指定の申請をすることができるところまでできました。只今国指定の申請と言いましたが、正確な言い方としては、意見具申と言います。基本的には、市町村からこれを指定してくださいと申出をして指定をするのではなく、スタンスとしては、文化庁は市町村から情報提供をしてもらい、その情報提供を受け、国指定をしていくという流れになっています。ようやくあと1か月から2か月程で意見具申ができそうな状況になっております。

周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発に伴う緊急調査につきましては、先ほども少しお話しをしましたが、周知の埋蔵文化財包蔵地には、開発の波が押し寄せております。日々家などが建設されていきますが、これを止める法律はございません。基本的には、破壊されるのであれば、発掘調査を行い、記録・保存をする仕組みとなっております。地中にある縄文時代や弥生時代、古墳時代などの住居跡等の遺構の保護が図れない場合には、発掘調査を行い、その記録を取る記録保存という方法をします。つまり、記録保存をされた後は破壊されていきます。広い遺跡が設定されていたとしても、じわじわと住宅地になっていくという状況です。以前は、市の職員が発掘調査を行っていましたが、現在は公社に委託をしまして、公社の専門職員が発掘調査を行っております。

その他にも資料の寄贈や寄託があります。農家などから、古い道具について必要なものがあれば譲るとのお話しをいただくことがあります。その中で状態の良い物や珍しいものがあつた場合には、受け取ることがあります。

文化財の活用につきましては、春と秋に開催される虎塚古墳の一般公開や、那珂湊支所の展示室での季節ごとの展示などの文化財の公開も活用の一環であると考えられます。埋蔵文化財調査センターでも、常設展示の他に、各担当者がテーマを決め、ワンケースミュージアムという非常に趣向を凝らした小規模な展示を行っております。その他、埋蔵文化財調査センターでは、考古学講座が行われます。考古学講座に合わせた特別展示を年に1回企画展として行っております。また、埋蔵文化財調査センターでは、市内の小中学校での出前講座やふるさと考古学という市内の小中学生を対象とした講座が行われております。非常にディープな内容の講座となっております。初歩的な考古学の内容を子供たちにも楽しく、わかりやすく行う講座となっております。文化財室でも年に2回文化財講座を行っております。これらも文化財の活用の一環として行っております。

最後に本日は「文化財MAP」と「ひたちなか市の歴史を訪ねて」をお配

りしております。文化財MAPは市の指定の文化財の場所を示したものになります。ひたちなか市の歴史を訪ねては、旧石器時代から近世、水戸藩時代に至るまでを、主に史跡や文化財の紹介をしながらひたちなか市内の歴史を概観していく内容となっております。

私からは以上となります。

【質疑、意見等】

総務課長 十五郎穴の場所は皆さまご存知でしょうか。

文化財室主査 埋蔵文化財調査センターのある崖面から、中根駅付近の坂までの崖面まで、南北約1キロメートルにわたる横穴墓群となっております。

朝日委員 ひたちなか市に来た頃に、崖にボコボコと穴が開いていて、これは何だろうと思っていました。それが十五郎穴ということだったんですね。近くを通った時には少ししか確認することができなかったのですが、たくさんあるということですね。

文化財室主査 現在は土で埋まっておりますが、全て土を剥いたら南北にずっと穴が開いていることが確認できると思います。しかし、現在は埋め戻してしまっておりますので、そのほとんどが土の中にあります。今後、国指定となりましたら、これらの過程をどうするのかという保存整備の委員会が史跡保存対策委員会の中から立ち上げられまして、方針が決められると思います。そうすると国指定の史跡ですので、保存整備については非常に整備がしやすくなります。

教育長 十五郎穴については、1つの穴に1人が埋葬されたのですか。

文化財室主査 基本的に横穴式は、追葬を前提としたお墓だと言われております。追葬とは1体だけではなく、2体3体と入れるということです。ただ、この場合に、次から次に入れるという場合もあれば掻き出して入れるというやり方もあるようです。このように基本的には1人に1つの穴というわけではないようです。実際平成23年度に、現在の県指定の横穴墓の隣に第35号墓といわれる新たな横穴が発見されました。そちらには7から8体程の人骨があったようです。横穴の形式としては比較的古い形式でしたが、出てきた遺物は新しいものだったためこれをどう解釈するのかといったところです。

教 育 長 長い期間使われていたということですかね。

文化財室主査 そういう可能性もあります。

朝 日 委 員 穴の中は通路のように繋がっていて、アリの巣のようになっているので
しょうか。

文化財室主査 繋がっているのではなく、1つ1つ独立した穴になります。

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 15 : 45

○審議終了後、埋蔵文化財調査センターの見学を行いました。